

## 「写真付き住基カード」はお持ちですか

「写真付き住基カード」は、顔写真のほか、生年月日・性別・氏名・住所が記載されています。

顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方には、運転免許証などと同様に、公的な身分証明書としてご利用できますので、大変便利です。

### 「写真付き住民基本台帳カード」

#### （住基カード）交付までの流れ

##### 1. 住基カードの申請

本庁市民課および各出張所

##### 必要なもの

写真1枚（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景のもので縦4・5cm、横3・5cm）

※本人確認がしにくないと判断させていただいた写真はお断りする場合もありますのでご了承ください。

##### 3. 住基カードの交付

2の照会書が届きましたら、必要事項を記入し、申請した窓口にお越しください。

交付場所 申請した窓口

必要なもの 住民基本台帳カード

付 手数料 500円  
〔納付方法変更申出書〕の提出  
必要なもの 「口座振替依頼書」  
のお客様控え（金融機関等で受付済みのもの）、印鑑（自動印不可）

##### 2. 照会書の送付

申請受付後、住民基本台帳カード交付通知書兼照会書を住所地に送付します。

問 市民課窓口サービス係

☎ (80) 114-1



## 後期高齢者医療制度の保険料は「年金からへの納付」から「口座振替」への変更が選択できます

### ☆年金天引きから変更すると

後期高齢者医療制度の保険料は、原則、年金からの支払い（年金天引き）となっていますが、申請により口座振替による支払いが可能になります。（保険料の総額は変わりません。）

### ☆所得税・住民税の申告をする際、年金天引きで納付された保険料のは被保険者本人のみです。しかし、ご家族等の口座から振り替えた場合、保険料を納めた方（口座名義人）が「社会保険料控除」の適用を受けることができます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

☆口座振替をご希望の場合は次の順にお手続きください

①金融機関等の窓口にて「口座振替依頼書」の提出

②市役所本庁または各出張所にて「納付方法変更申出書」の提出

必要なもの 「口座振替依頼書」のお客様控え（金融機関等で受付済みのもの）、印鑑（自動印不可）

※「口座振替依頼書」（郵便局以外）および「納付方法変更申出書」用紙は市役所本庁または各出張所にあります。

### ☆手続きはお早めに

1月29日（金）までの手続き分

については、4月分の年金天引きが停止となり、7月から口座振替によりお支払いいただくことになります。（期限を過ぎて申し出た場合は、変更時期が遅くなる場合がありますのでご了承ください。）

### 問 市民課高齢者医療年金係

☎ (80) 114-2

## 肝臓機能障害をお持ちの方へ

・身体障害者手帳の交付についてのご案内

重い肝臓機能障害の方の中で、一定の基準を満たした方を身体障害者と認定し、4月から身体障害者手帳の交付を行うこととなりました。

・自立支援医療（育成医療・更生医療）についてのご案内

肝臓移植を行い、抗免疫治療を受けている方について、肝臓機能障害の身体障害者手帳の交付を受けられ、4月から自立支援医療（育成医療・更生医療）の対象となります。

### 問 社会福祉課

Fax ☎ 0479(86)7003  
社会福祉課